

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号  
特許第7286634号  
(P7286634)

(45)発行日 令和5年6月5日(2023.6.5)

(24)登録日 令和5年5月26日(2023.5.26)

(51)国際特許分類 F I  
 B 6 5 D 5/43 (2006.01) B 6 5 D 5/43  
 B 6 5 D 5/66 (2006.01) B 6 5 D 5/66 3 2 1 A

請求項の数 14 (全16頁)

(21)出願番号	特願2020-521417(P2020-521417)	(73)特許権者	596060424 フィリップ・モーリス・プロダクツ・ソ シエテ・アノニム スイス国セアシュ - 2 0 0 0 ヌシャテ ル、ケ、ジャンルノー 3
(86)(22)出願日	平成30年11月15日(2018.11.15)	(74)代理人	100094569 弁理士 田中 伸一郎
(65)公表番号	特表2021-502929(P2021-502929 A)	(74)代理人	100103610 弁理士 吉 田 和彦
(43)公表日	令和3年2月4日(2021.2.4)	(74)代理人	100109070 弁理士 須田 洋之
(86)国際出願番号	PCT/EP2018/081451	(74)代理人	100067013 弁理士 大塚 文昭
(87)国際公開番号	WO2019/096940	(74)代理人	100086771 弁理士 西島 孝喜
(87)国際公開日	令和1年5月23日(2019.5.23)		
審査請求日	令和3年11月4日(2021.11.4)		
(31)優先権主張番号	17201937.4		
(32)優先日	平成29年11月15日(2017.11.15)		
(33)優先権主張国・地域又は機関	欧州特許庁(EP)		

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 不正開封防止閉鎖を含む容器

(57)【特許請求の範囲】

【請求項 1】

消費財のための容器であって、

前記消費財を収容するためのボックスであって、ボックス前部壁、ボックス後部壁、ボックス底部壁、およびボックス側壁を備え、前記ボックスの上面が少なくとも部分的に開口して前記消費財にアクセスするためのアクセス開口部を提供するボックスと、

前記ボックス後部壁にヒンジで接続され、かつリッド上部壁およびリッド前部壁を備えるリッドフラップと、を備え、

前記リッドフラップの閉位置において、前記リッド上部壁および前記リッド前部壁が前記アクセス開口部および前記ボックス前部壁の上にあり、前記リッド前部壁の底部縁が前記ボックス底部壁の前部縁に近接し、前記容器を初めて開封する前に、前記それぞれのボックス側壁の前部縁に沿って延びる虚弱線に沿って、前記リッド前部壁が前記ボックス側壁の各々に接続され、

かつ、前記虚弱線に沿った前記リッドフラップの前記ボックスからの分離に際して、前記アクセス開口部が覆われていない開位置へと前記リッドフラップが移動可能である、容器。

【請求項 2】

前記リッドフラップの前記閉位置において、前記ボックス底部壁の前記前部縁がその長さの少なくとも一部に沿って勾配付きである、請求項 1 に記載の容器。

【請求項 3】

前記ボックス底部壁の前記前部縁が、前記ボックス底部壁の前側角部の各々に隣接した勾配付き部分を備える、請求項 2 に記載の容器。

【請求項 4】

前記リッドフラップが前記ボックスから分離された後に前記リッドフラップを閉位置に保持するための閉鎖手段をさらに含む、請求項 1 ～ 3 のいずれか一項に記載の容器。

【請求項 5】

前記閉鎖手段が、前記リッド前部壁の縁から延びる閉鎖タブと、前記リッドフラップが前記閉位置にある時に前記閉鎖タブを受容するための対応する前記ボックス内のスロットとを備える、請求項 4 に記載の容器。

【請求項 6】

前記リッド前部壁が、内側リッド前部壁パネルと、前記内側リッド前部壁パネルの上にある外側リッド前部壁パネルと、を備え、かつ前記閉鎖タブが前記内側リッド前部壁パネル内の虚弱線によって画定される、請求項 5 に記載の容器。

【請求項 7】

前記スロットが前記ボックス底部壁の前記前部縁において提供され、かつ前記スロットに隣接した前記ボックス底部壁の一部が前記ボックス底部壁の残りの部分に対して陥凹される、請求項 5 または 6 に記載の容器。

【請求項 8】

前記リッドフラップが前記リッド前部壁の底部の角部のうちの少なくとも一つを横切って延びる一本以上のヒンジ線をさらに備え、これにより、容器を初めて開封する前に、前記底部の角部又はそれぞれの底部の角部を前記リッド前部壁の残りの部分から上向きに折り曲げることができる、請求項 1 ～ 7 のいずれか一項に記載の容器。

【請求項 9】

前記容器が単一の層状ブランクから形成される、請求項 1 ～ 8 のいずれか一項に記載の容器。

【請求項 10】

各側壁が、前記ボックス後部壁に従属する内側側壁パネルと、虚弱線に沿って前記リッド前部壁に従属する外側側壁パネルと、前記内側側壁パネルと前記外側側壁パネルとの間に提供される中間側壁パネルとを備え、前記中間側壁パネルが前記ボックス前部壁に従属し、かつ中間側壁パネルが、一つ以上の切り抜きを通した前記内側側壁パネルと前記外側側壁パネルとの間の直接的接触を可能にする前記一つ以上の切り抜きを備える、請求項 1 に記載の容器。

【請求項 11】

前記リッドフラップと前記ボックスとを接続する前記虚弱線が、不連続の切断線によって形成され、これにより前記リッドフラップと前記ボックスとが前記不連続の切断線に沿って複数の接続点で相互に接続される、請求項 1 ～ 10 のいずれか一項に記載の容器。

【請求項 12】

前記消費財が複数のエアロゾル発生物品であり、前記複数のエアロゾル発生物品が前記ボックス内に収容される、請求項 1 ～ 11 のいずれか一項に記載の容器。

【請求項 13】

請求項 1 に記載の消費財のための容器を形成するための層状ブランクであって、ボックス前部壁パネル、ボックス後部壁パネル、ボックス底部壁パネル、および前記ボックス後部壁パネルの各側縁に従属する内側ボックス側壁パネルを備えるボックス画定部分と、

前記ボックス後部壁パネルに従属するリッド画定部分であって、リッド上部壁パネルおよびリッド前部壁パネルと、を備えるリッド画定部分と、を備え、

前記層状ブランクが、前記リッド前部壁パネルの各側縁に従属し、かつそれぞれの外側ボックス側壁パネルの前記前部縁に沿って延びるそれぞれの虚弱線に沿って前記リッド前部壁パネルに接続される、外側ボックス側壁パネルをさらに備える、層状ブランク。

【請求項 14】

10

20

30

40

50

前記ボックス前部壁パネルの各側縁に従属する中間側壁パネルをさらに備え、前記中間側壁パネルの各々が一つ以上の切り抜きを備える、請求項 1 3 に記載の層状ブランク。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、不正開封防止閉鎖を含む容器、および容器を形成するための層状ブランクに関する。本発明による容器には、エアロゾル発生物品用またはエアロゾル発生物品の構成要素用の容器としての特定の用途がある。

【背景技術】

【0002】

エアロゾル発生物品およびその他の消費財を、折り曲げられた層状ブランクから形成される容器内に包装することが公知である。消費財は、消費財を収容するためのボックスと、容器の壁を横切って延びるヒンジ線の周りでボックスに接続されたリッドとを有する容器内で一般的に販売される。こうしたパックは典型的には、層状の厚紙ブランクから構築される。リッドは、単純なリッドフラップまたは三次元のカップ形状のヒンジリッドの形態をとりうる。使用時に、リッドはヒンジ線を中心に回転してパックを開き、そしてボックス内のアクセス開口部を露出させて、消費者はこれを通してボックス内に保持されている消費財にアクセスすることができる。

【0003】

容器が以前に開封していないことを消費者が容易に把握できるように、不正開封防止機構を有する消費財のための容器を提供することが公知である。例えば、容器は、容器を初めて開封する前に破断または除去する必要がある不正開封防止ラベル、シール、またはラッパーを組み込んでよい。しかしながら、こうした不正開封防止機構は、高速製造装置および方法を使用して容器の中へと組み込むことが困難である可能性がある。さらに、こうした不正開封防止機構は多くの場合、追加的な材料の使用を必要とするが、これは高価で、かつ取り扱いが困難である場合がある。

【0004】

容器の構造および組立に著しい影響を与えることなく、容器の中へと容易に組み込むことができる新規の不正開封防止閉鎖を有する容器を提供することが望ましいことになる。著しい修正を必要とすることなく、既存の組立装置および技法を使用して効率的に製造することができるような容器を提供することが特に望ましいことになる。容器の内容物に初めてアクセスするために、消費者によって好都合に開封することができ、一方で使用中に容器の安全な閉鎖を保持する、新規の不正開封防止閉鎖を有する容器を提供することがさらに望ましいことになる。

【発明の概要】

【0005】

本発明によると、消費財のための容器が提供され、容器は、消費財を収容するためのボックスであって、ボックス前部壁、ボックス後部壁、ボックス底部壁、およびボックス側壁を備え、ボックスの上面が少なくとも部分的に開口して消費財にアクセスするためのアクセス開口部を提供する、ボックスと、ボックス後部壁へとヒンジで接続され、かつリッド上部壁およびリッド前部壁を備えるリッドフラップを備え、リッドフラップの閉位置において、リッド上部壁およびリッド前部壁は、アクセス開口部およびボックス前部壁の上にある。容器を初めて開封する前は、リッドフラップの少なくとも一つの壁は、一本以上の虚弱線に沿ってボックスの壁に接続され、リッドフラップが一本以上の虚弱線に沿ってボックスから分離されると、リッドフラップはアクセス開口部が覆われていない開位置へと移動可能になる。

【0006】

本発明によると、上記で画定されるように、本発明によるエアロゾル発生物品用の容器を形成するための層状ブランクがさらに提供され、層状ブランクは、ボックス前部壁パネル、ボックス後部壁パネル、ボックス底部壁パネル、およびボックス後部壁パネルの各側

10

20

30

40

50

縁に従属する内側ボックス側壁パネルを備えるボックス画定部分と、ボックス後部壁パネルに従属するリッド画定部分とを備え、リッド画定部分はリッド上部壁パネルおよびリッド前部壁パネルを備える。層状ブランクは、リッド前部壁パネルの側縁の各々に従属し、かつそれぞれの虚弱線に沿ってリッド前部壁パネルに接続される、外側ボックス側壁パネルをさらに備える。

【0007】

本発明は、特に消費財のための容器を提供し、容器は、消費財を収容するためのボックスであって、ボックス前部壁、ボックス後部壁、ボックス底部壁、およびボックス側壁を備え、ボックスの上面が少なくとも部分的に開口して消費財にアクセスするためのアクセス開口部を提供する、ボックスと、ボックス後部壁へとヒンジで接続され、かつリッド上部壁およびリッド前部壁を備えるリッドフラップを備え、リッドフラップの閉位置において、リッド上部壁およびリッド前部壁が、アクセス開口部およびボックス前部壁の上であり、容器を初めて開封する前は、リッド前部壁はそれぞれのボックス側壁の前部縁に沿って延びる虚弱線に沿ってボックス側壁の各々に接続され、かつリッドフラップが虚弱線に沿ってボックスから分離すると、アクセス開口部が覆われていない開位置へとリッドフラップが移動可能になる。

10

【0008】

本発明はまた、特に本発明によるエアロゾル発生物品のための容器を形成するための層状ブランクも提供し、層状ブランクは、ボックス前部壁パネル、ボックス後部壁パネル、ボックス底部壁パネル、およびボックス後部壁パネルの各側縁に従属する内側ボックス側壁パネルを備えるボックス画定部分と、ボックス後部壁パネルに従属するリッド画定部分とを備え、リッド画定部分はリッド上部壁パネルおよびリッド前部壁パネルを備え、層状ブランクは、リッド前部壁パネルの側縁の各々に従属し、かつそれぞれのボックス側壁パネルの前部縁に沿って延びるそれぞれの虚弱線に沿ってリッド前部壁パネルへと接続された外側ボックス側壁パネルをさらに備える。

20

【0009】

本発明の以下の説明では、本発明による容器の構成要素の相対的な位置を説明するために使用される「側部」、「上部」、「底部」、「前部」、「後部」およびその他の用語は、上部にアクセス開口部を有する直立位置にある容器について言及するものである。本発明による容器を説明する時、説明されている容器の向きに関係なく、これらの用語が使用される。容器の「底部」は、容器の「上部」とは反対側の容器の側を指す。容器の「後部」は、リッドがそれに向かってめくって開く側を指す。

30

【0010】

本明細書で使用される場合、「高さ」という用語は、上部と底部との間に延びる寸法を指す。本明細書で使用される場合、「幅」という用語は、二つの側面の間に延びる寸法を指す。本明細書で使用される場合、「奥行き」という用語は、前部と後部との間に延びる寸法を指す。高さ、幅、および奥行きは、相互に垂直である。

【0011】

本明細書で使用される場合、「パネル」という用語は、材料の単一の連続的な部分から形成される容器の一部分を指す。パネルは、一つ以上の他のパネルに従属してもよい。「フラップ」という用語は、一つの他のパネルのみに従属するパネルを指す。

40

【0012】

「壁」という用語は、より一般的に容器の面を指し、また壁は単一のパネルもしくはフラップから形成されてもよく、または壁は二つ以上の隣接するもしくは重なり合うパネルまたはフラップから形成されてもよい。

【0013】

本明細書で使用される「従属する」という用語は、本発明による容器の二つの要素間の物理的接続を説明するために使用される。より詳細には、「従属する」という用語は、容器またはブランクの二つの壁またはパネルなどの、二つの要素の間に材料の連続性があることを示すために使用される。これは、壁またはパネルが、隣接する壁またはパネルに直

50

接的に従属する場合、ならびに中間の壁またはパネルが二つの壁またはパネルを効果的に接続する場合の両方を包含する。

【0014】

一例として、側壁または側方パネルは、隣接する前部壁または前部パネルに直接的に従属してもよい。こうした場合、壁またはパネルは典型的に、隣接する壁から虚弱線に沿って従属する。別の方法として、丸み付きのまたは勾配付き縁部を有する容器では特に、側壁または側方パネルは、前部壁または前部パネルに間接的に従属してもよい。こうした事例では、丸み付きのまたは勾配付き縁部を有する壁またはパネルは、側壁または側方パネルと前部壁または前部パネルとを接続する。勾配付き縁部の場合、側壁または側方パネルおよび前部壁または前部パネルはどちらも、それぞれの折り目に沿って接続する勾配付き縁部を有する壁またはパネルに従属してもよい。これはまた、本発明による容器の随意的構成要素（例えば、内側フレームの形態で提供される補強部材）にも適用される。

10

【0015】

当業者であれば理解するであろうように、「勾配付き縁部」とは、本明細書で使用される場合、断面図に見られるように、容器の隣接する壁と0~90度の角度を形成する一つ以上の実質的に真っ直ぐな形状を有する容器の縁部を指す。

【0016】

「折り目」という用語は、本明細書ではブランクがこれを中心として折り曲げられるブランクの任意の線を説明するために使用される。折り目は、折り曲げ動作を支援するための虚弱線によって画定されてもよい。別の方法として、例えば、ブランク材料およびその他の材料の曲がりやすさの特徴に応じて、虚弱線の存在なしに折り目を形成することができる。

20

【0017】

本明細書で使用される場合、「ヒンジ線」という用語は、容器の構成要素がこれを中心として別の構成要素に対して旋回しうる線を指す。例えば、容器は、その容器を開くためにリッドがこれを中心に旋回しうるヒンジ線を備える。ヒンジ線はまた、下記に説明する通り、分与後に分与手段の一部分を消費財から離れるように旋回することができるように、分与手段に提供されてもよい。ヒンジ線は、例えば折り目またはスコアラインであってもよい。

【0018】

本発明による容器では、一本以上の虚弱線に沿ったボックスへのリッドフラップの接続は、有効な不正開封防止閉鎖を提供する。リッドフラップは、一本以上の虚弱線が消費者によって破断されるまで、ボックスの内側に収容された消費財にアクセスするために開封することができない。これは、容器がすでに開封されていないことを消費者が容易に確認できることを意味する。消費者は、リッドフラップを単にボックスから離れるように引っ張ることによってリッドフラップを開封するために、一本以上の虚弱線を好都合なことに破断することができる。

30

【0019】

一本以上の虚弱線の破断は、典型的には可聴音を生成することになり、これは有利なことに、容器が初めて開封されるという表示を消費者に提供する。これは、容器の完全性および容器内の消費財の新鮮さを消費者に実証することができる。

40

【0020】

有利なことに、本発明の容器のこの不正開封防止閉鎖は、容器を形成するための一枚以上の層状ブランクに組み込むことができ、これにより追加的な不正開封防止構成要素を必要としない。これは、容器の構造を単純化し、かつ容器を一枚以上の層状ブランクから組み立てるためのプロセスも単純化する。

【0021】

リッドフラップを、一本以上の虚弱線に沿って破断することによってボックスから分離された後、好都合なことにこれを使用の間に容器を再閉鎖するために使用することができる。

50

## 【0022】

上述のように、本発明による容器は、消費財を収容するボックスと、ボックス後部壁へとヒンジで接続されたリッドフラップとを含む。容器を初めて開封する前は、リッドフラップの少なくとも一つの壁は、一本以上の虚弱線に沿ってボックスの壁に接続されている。この位置では、リッドフラップは閉位置に保持され、そして一本以上の虚弱線が破断されるまで開位置に向かって動くことはできない。従って一本以上の虚弱線が容器の不正開封防止閉鎖を提供し、また一本以上の虚弱線は不正開封されていない容器上で無傷のままである。

## 【0023】

リッドフラップは、その自由縁のうちの少なくとも一本に沿って虚弱線によってボックスに接続されていることが好ましい。一本以上の虚弱線は、実質的にボックスの端と一致することが好ましい。しかしながら、ある特定の実施形態では、一本以上の虚弱線は、ボックスの一つ以上の面にわたって延在してもよい。

10

## 【0024】

特に好ましい実施形態では、リッドフラップのリッド前部壁は、それぞれのボックス側壁の前部縁に沿って延びる虚弱線に沿ってボックス側壁の各々に接続される。従って、リッド前部壁はボックス前部壁の幅に実質的に対応する幅を有し、また対向する虚弱線はボックスの前部垂直縁に沿って提供される。こうした実施形態では、リッドフラップは、リッド前部壁の底部縁を把持し、リッド前部壁をボックス前部壁から離れるように引っ張って虚弱線に沿って引き裂くことによって開封されてもよい。

20

## 【0025】

リッド前部壁とボックス側壁の各々との間の虚弱線の提供の代替として、またはそれに加えて、虚弱線は、リッド上部壁をボックス側壁の各々に接続するために提供されてもよい。この場合、虚弱線はボックス側壁の各々の上部縁に沿って延びる。

## 【0026】

一本以上の虚弱線は、リッドフラップとボックスとが不連続の切断線に沿った複数の接続点で相互に接続されるように、不連続の切断線の形態であることが好ましい。保持点またはニックとしても知られる接続点は、約0.3ミリメートル～約0.6ミリメートルの長さであることが好ましい。これは、接続点が十分に長く、使用前に（例えば、製造プロセス中に）不注意に開封されないこと、一方で接続点が十分に短く、消費者によるリッドフラップの開封が困難でないことを確実にする。

30

## 【0027】

別の方法として、一本以上の虚弱線は、穿孔線の形態、またはそれに沿って別のやり方（例えば、スコアライン）で材料が弱化される線の形態とすることが可能である。

## 【0028】

本発明による容器は、リッドフラップを初めて開封するための、リッド前部壁の底部縁の把持を容易にするように、何らかのやり方で修正されることが好ましい。

## 【0029】

ある特定の実施形態では、リッドフラップは、閉じたリッドの位置において、リッド前部壁の底部縁がボックス底部壁の前部縁に近接し、ボックス底部壁の前部縁がその長さの少なくとも一部に沿って勾配付きにされるように構築される。

40

## 【0030】

勾配付きの前部縁は、リッド前部壁の下側とボックスの外表面との間に空間を効果的に提供し、消費者はボックスの中へと指または親指を挿入することができ、これによりリッド前部壁の底部縁を両側で把持することができる。これは、消費者が、リッドフラップをよりしっかりと保持することを可能にし、これにより一本以上の虚弱線を破断するために、リッドフラップをより容易にボックスから離すように引っ張ることができる。

## 【0031】

ボックス底部壁の前部縁は、前部縁の全長に沿って勾配付きにされてもよい。別の方法として、ボックス底部壁の前部縁には、ボックス底部壁の前部の角部（前側角部）に近接

50

して、各端部に勾配付き部分が提供されてもよい。これは、底部の角部におけるリッド前部壁の把持を容易にする。さらなる代替案では、ボックス底部壁の前部縁には、中央の勾配付き部分が提供されてもよい。これは、底部縁の中心へと向かうリッド前部壁の把持を容易にする。中央の勾配付き部分の提供は、下記に説明するように、リッド前部壁がボックス上のスロットの中へと受容される中央の閉鎖タブによって閉位置に保持される実施形態で有利である場合がある。

**【0032】**

リッドフラップが異なる構造を有する代替的な実施形態では、リッドフラップの開封を容易にするために、ボックスの異なる縁に沿って勾配付き縁部を提供することがより適切である場合があることが、当業者によって理解されるであろう。

10

**【0033】**

ボックス底部壁の勾配付き前部縁の提供の代替として、またはそれに加えて、本提示による容器のボックス底部壁は、ボックス底部壁の残りの部分に対して、ボックスの底部壁がボックスの中へと陥凹された一つ以上の陥凹した部分を含んでもよい。一つ以上の陥凹した部分は、リッド前部壁の底部縁に近接して提供されることが好ましい。ボックス底部壁内に一つ以上の陥凹した部分を提供することは、リッド前部壁の底部縁へのアクセスを改善し、これにより消費者はリッドフラップを開封するためにリッド前部壁を両側でより簡単に把持することができる。

**【0034】**

リッドフラップが異なる構造を有する代替的な実施形態では、リッドフラップの開封を容易にするために、ボックスの異なる壁に一つ以上の陥凹した部分を提供することがより適切である場合があることが、当業者によって理解されるであろう。

20

**【0035】**

ボックス底部壁における勾配付き縁部または任意の陥凹した部分の提供の代替として、またはそれに加えて、リッドフラップは、リッド前部壁の底部の角部のうちの少なくとも一つを横切って延びる一本以上のヒンジ線をさらに備えてもよく、これにより容器を初めて開封する前に、それぞれの底部の角部をリッド前部壁の残りの部分から上向きに折り曲げることができる。一本以上のヒンジ線の提供は、底部の角部またはリッド前部壁の角部を上向きに折り曲げ、そしてリッドフラップを引き、そして虚弱線を破断するために消費者が把持することを可能にする。底部の角部または一本以上のヒンジ線を組み込むリッド前部壁の角部は、角部の縁に沿ってボックスに接続されていないことが好ましい。これは、一本以上の虚弱線が破断される前に、角部がボックスから離れるように折り曲げられないことを意味する。

30

**【0036】**

上述のように、本発明による容器のリッドフラップは、ヒンジ線に沿ってボックス後部壁に接続され、かつリッド上部壁およびリッド前部壁を備える。リッドフラップの閉位置では、リッド上部壁はボックスの上端にあるアクセス開口部の上であり、またリッド前部壁はボックス前部壁の上にある。リッド前部壁は、上述のように、ボックスの高さに実質的に対応する高さを有し、これによりリッド前部壁がボックス前部壁の下までずっと延び、かつリッド前部壁の底部縁はボックス底部壁の前部縁と実質的に一致することが好ましい。別の方法として、リッド前部壁は、アクセス開口部が覆われるという条件で、ボックス前部壁の上端から下に一部のみ延びてもよい。

40

**【0037】**

リッド前部壁は、内側リッド前部パネルおよび外側リッド前部パネルを備え、外側リッド前部パネルは、一本以上の虚弱線に沿ってボックスへと接続されることが好ましい。この配設により、外側パネルは、リッドフラップとボックスとの間の不正開封防止接続を提供し、一方で内側パネルはリッドフラップに追加的な補強を提供する。

**【0038】**

本発明による容器は、リッドフラップが一本以上の虚弱線に沿ってボックスから分離された後、リッドフラップを閉位置に保持するための閉鎖手段をさらに備えることが好まし

50

い。

【0039】

閉鎖手段は、任意の適切な形態をとってもよい。ある特定の好ましい実施形態では、閉鎖手段は、リッド前部壁の縁から延びる閉鎖タブと、リッドフラップが閉位置にある時、閉鎖タブを受容するためのボックス内の対応するスロットとを備える。閉鎖タブおよび閉鎖タブを受容するための対応するスロットは、容器の底部縁に沿って提供されることが好ましい。閉鎖タブおよび対応するスロットが容器の底部縁に沿って提供される場合、上述のように、リッドフラップの開封を容易にするために、ボックス底部壁上に勾配付きの前部縁を組み込む、またはスロットに隣接してボックス底部壁内に陥凹した部分を組み込むことが有利でありうる。例えば、閉鎖パネルを受容するためのスロットがボックス底部壁の前部縁において提供される場合、かつスロットに隣接したボックス底部壁の一部分は、有利なことにボックス底部壁の残りの部分に対して陥凹されてもよい。

10

【0040】

上述のように、リッド前部壁が内側前部壁パネルおよび外側前部壁パネルで形成される場合、閉鎖タブは、内側前部壁パネル内の一本以上の虚弱線によって画定されてもよい。従って、閉鎖タブは、当初は内側前部壁パネルと一体型であり、かつリッドフラップの内側に隠されている。その後、リッドフラップが初めて開封された後、消費者は閉鎖タブを内側前部壁パネルの残りの部分から分離することができ、そしてリッドフラップを使用の間に閉位置に固定するために使用することができる。

【0041】

閉鎖タブの代替として、またはそれに加えて、容器には、リッドフラップを閉位置に保持し、かつ使用間にリッドフラップ開閉の繰り返しを可能にする再密封可能な構造が提供されてもよい。例えば、閉鎖手段は、リッドフラップおよびボックスの接触表面の間に提供された、マイクロ吸引構造、再密封可能な接着剤、または一つ以上の磁石と共に動作する磁化された材料または磁化可能な材料を含んでもよい。

20

【0042】

本発明による容器のボックスは、消費財を収容するように適合される。上述のように、ボックスの上面は、少なくとも部分的に開口してアクセス開口部を提供し、これを通してボックス内の消費財にアクセスすることができる。ボックスの上端は、アクセス開口部のサイズを最大化するために完全に開口することが好ましい。こうした実施形態では、ボックスはボックス上部壁を含まない。代替的な実施形態では、ボックスはボックス上部壁を備えてもよく、またアクセス開口部はボックス上部壁の切り抜きによって画定されてもよい。従って、アクセス開口部は、ボックスの上面を覆うように部分的にのみ延びる。

30

【0043】

アクセス開口部は、随意にボックス前部壁の途中まで延びてもよい。例えば、切り抜きが、ボックス前部壁の上部縁に提供されてもよい。これは、有利なことに、リッドが開いている時、ボックスの内側へのアクセスを改善しうる。存在する場合、ボックス前部壁における切り抜きは、消費財へのアクセスを最適化するために、ボックス前部壁の少なくとも三分の一の下まで延びることが好ましい。存在する場合、切り抜きは、ボックスの幅より小さい幅を有することが好ましく、これにより切り抜きは容器の全幅を横切って延びはしない。これは、ボックスの構造的な剛直さを確実に保持することができるようにする。切り抜きの形状は変化してもよい。切り抜きの幅は、上部縁からの距離の増加に伴い減少することが好ましい。従って、切り抜きの幅は、アクセス開口部に隣接して最大である。これは、ボックスの構造的な剛直さを保持する一方で、消費財の取り外しを容易にする。

40

【0044】

本発明のある特定の実施形態では、アクセス開口部は、製造プロセス中に容器の中へと組み込まれ、またリッドが初めて開封された時に存在する。

【0045】

本発明の代替的な実施形態では、初めて開封すると、アクセス開口部は、消費者がリッドフラップを初めて開封すると、ボックスの内側へのアクセスを得るために少なくとも部

50

分的に取り外される、取り外し可能な要素によって少なくとも部分的に覆われる。例えば、容器の初めての開封の際、アクセス開口部は、一本以上の虚弱線によって画定されるボックス上部壁またはボックス前部壁の取り外し可能な部分によって、少なくとも部分的に覆われていてもよい。虚弱線は、ボックスから取り外し可能である、取り外し可能なパネルを画定するように構成されてもよく、従って消費者によって完全に取り外されることが意図される。別の方法として、虚弱線は、アクセス開口部から取り外されるが、少なくとも一つの縁に沿ってボックスに取り付けられたままである取り外し可能なパネルを画定するように構成されてもよい。例えば、取り外し可能なパネルは取り外されてもよく、またアクセス開口部から離れるように折り曲げられてもよい。こうした事例では、消費者は、使用の間、アクセス開口部を覆うように取り外し可能なパネルを元の位置に戻すよう動かすことが可能である場合がある。

10

**【0046】**

別の方法として、取り外し可能な要素は、アクセス開口部を覆うように提供される取り外し可能な接着ラベルなどの取り外し可能なカバー層の形態であってもよい。ボックス上部壁の一体型の部品である取り外し可能なパネルとは対照的に、取り外し可能なカバー層は、アクセス開口部を閉じるためにボックスの上へと適用される別個の構成要素である。上述の取り外し可能なパネルと同様に、取り外し可能なカバー層は、ボックスから取り外し可能に構成されてもよい。別の方法として、取り外し可能なカバー層は、ボックス上の定位置に留まっているように構成されてもよい。こうした実施形態では、取り外し可能なカバー層は、使用の間、アクセス開口部を覆うように再閉鎖または再密封することができることが好ましい。例えば、取り外し可能なカバー層は、アクセス開口部を覆うように再び密封することを可能にする再密封可能な接着剤を備えてもよい。別の方法として、取り外し可能なカバー層は、アクセス開口部を覆う閉位置とアクセス開口部から離れた開位置との間で動かすことができるように、ボックスに対して摺動可能であってもよい。

20

**【0047】**

取り外し可能なカバー層が提供される、ある特定の实施形態では、取り外し可能なカバー層は、リッドが開かれた時に自動的にアクセス開口部から取り外されるようなやり方でリッドフラップに接続されてもよい。別の方法としてまたは追加的に、リッドフラップが閉位置へと戻る時、アクセス開口部が取り外し可能なカバー層によって自動的に再閉鎖されるように、取り外し可能なカバー層はリッドフラップに取り付けられてもよい。

30

**【0048】**

本発明による容器のボックスの側壁は、内側側壁パネル、外側側壁パネル、および内側側壁パネルと外側側壁パネルとの間にある中間側壁パネルから各々形成されることが好ましい。各側壁に対する三枚の重なり合うパネルのこの配設は、容器の剛直さを改善する。中間側壁パネルの各々には、一つ以上の切り抜きが提供されることが好ましい。これは、対応する内側側壁パネルの表面と外側側壁パネルの表面との間の、一つ以上の切り抜きを通した直接的接触を可能にする。結果として、内側側壁パネルと外側側壁パネルとを相互に直接糊付けすることができる。こうした配設の利点は、ボックスが単一の層状ブランクから形成される時、側壁を構成する三枚のパネルを折り曲げ、かつ一緒に糊付けして側壁を単一の工程で形成することができることである。これは、組立プロセスを単純化し、従って容器の製造の効率を改善する。

40

**【0049】**

複数の切り抜きが、ボックスの上までの経路のすべての側壁パネルの糊付けを最適化するために、中間側壁パネルの高さに沿って提供されることが好ましい。

**【0050】**

本発明による容器は、一枚以上の折り曲げられた層状ブランクから形成されることが好ましい。一枚以上の層状ブランクは、厚紙、ボール紙、プラスチック、金属、またはこれらの組み合わせが挙げられるがこれらに限定されない、任意の適切な材料または材料の組み合わせから形成されてもよい。容器の異なる構成要素は、同一の材料から形成されてもよく、または異なる材料から形成されてもよい。本発明による容器のボックスおよびリッ

50

ドフラップは、単一の層状ブランクから一体的に形成されることが特に好ましい。

【0051】

上記で画定されるように、本発明による容器は、本発明による単一の層状ブランクから形成されてもよい。層状ブランクは、容器のボックスを形成するためのボックス画定部分と、リッドフラップを形成するためのリッド画定部分とを備え、リッド画定部分はボックス後部壁パネルに従属する。本発明の不正開封防止閉鎖を提供するために、層状ブランクは、リッド前部壁パネルの側縁の各々に従属し、かつそれぞれの虚弱線に沿ってリッド前部壁パネルに接続された外側ボックス側壁パネルを備える。層状ブランクが組み立てられた時、虚弱線は容器の前部垂直縁に沿って延び、かつリッドフラップをボックスへと接続する。このようにして、不正開封防止閉鎖を形成する虚弱線を、層状ブランクの全体的な構造に影響を与えることなく、または容器への層状ブランクの組立に影響を与えることなく、層状ブランクの中へと容易に組み込むことができる。

10

【0052】

上述のように、内側側壁パネルはボックス後部壁パネルの各側縁に従属する。層状ブランクは、ボックス前部壁パネルの各側縁に従属する中間側壁パネルをさらに備えることが好ましい。組み立てられた容器内の中間側壁パネルの配設は、本発明の容器を参照しながら上記で説明される。上述のように、内側側壁パネルと外側側壁パネルとの直接的な接続を可能にするために、中間側壁パネルの各々には一つ以上の切り抜きが提供されることが好ましい。

【0053】

層状ブランクのパネルは、側壁パネル以外のパネルが同一の線に沿って端と端を接して配設されて、長軸方向に配設されることが好ましく、これにより層状ブランクを折り曲げ、かつ側壁パネルと一緒に糊付けすることによって単一の工程で容器を組み立てることができる。不正開封防止閉鎖は、容器が組み立てられると自動的に設置され、その結果、組立プロセスはいかなる修正も必要としない。

20

【0054】

本発明による容器は、ボックス内に一つ以上の細長い消費財を含むことが好ましい。本発明による容器は、ボックス内に一つ以上のエアロゾル発生物品またはエアロゾル発生物品の構成要素を含むことが好ましい。本発明による容器は、ヒーター要素を備えるエアロゾル発生装置での使用が意図されている加熱式エアロゾル発生物品に対して特に適切である。本発明による容器は、別の方法として、可燃性喫煙物品またはその他のタイプの燃やさない加熱式エアロゾル発生物品のために使用されてもよい。ボックス内のエアロゾル発生物品は、束と一緒にラッパーされていてもよく、または個別にパッケージまたはパウチに入っているもよい。

30

【0055】

寸法の適切な選択によって、本発明による容器は、異なるタイプまたは数のエアロゾル発生物品またはその他の消費財を保持するように設計されうる。

【0056】

ここで、例証としてのみであるが、以下の添付図面を参照しながら本発明をさらに説明する。

40

【図面の簡単な説明】

【0057】

【図1】図1は、本発明の第一の実施形態による容器の、初めて開封する前の斜視図を示す。

【図2】図2は、図1の容器の、初めて開封した後の斜視図を示す。

【図3】図3は、図1および図2の容器を形成するための層状ブランクを示す。

【図4】図4は、本発明の第二の実施形態による容器の、初めて開封する前の斜視図を示す。

【図5】図5は、図4の容器を形成するための層状ブランクを示す。

【図6】図6は、本発明の第三の実施形態による容器の、初めて開封する前の斜視図を示す。

50

す。

【図 7】図 7 は、図 4 の容器を形成するための層状ブランクを示す。

【発明を実施するための形態】

【0058】

図 1 は、ボックス 12 およびヒンジ線 16 に沿ってボックス 12 に接続されたリッドフラップ 14 を備える、本発明の第一の実施形態による容器 10 を示す。ボックス 12 は、直方体であり、ボックス前部壁 18、ボックス後部壁 20、第一のボックス側壁 22、第二のボックス側壁およびボックス底部壁を含む。ボックス 12 の上端は、容器 10 のアクセス開口部を提供するために開口している。切り抜き 24 が、アクセス開口部に隣接して、ボックス前部壁 18 の上部縁に提供される。切り抜き 24 は、切り抜き 24 の幅がアクセス開口部からの距離の増加とともに減少するように、ほぼ台形の形状である。切り抜き 24 は、ボックス前部壁 18 の 40 パーセント下まで延びる。ボックス 12 は、パウチ内に個別に包まれた複数のエアロゾル発生物品 28 を収容する。

10

【0059】

リッドフラップ 14 は、ボックスの後部壁 20 の上部縁に従属し、リッド上部壁 30 およびリッド前部壁 32 を備える。リッドフラップ 14 の閉位置では、リッド上部壁 30 およびリッド前部壁 32 は、ボックスの上端およびボックス前部壁 18 にあるアクセス開口部の上にある。リッド前部壁 32 の形状およびサイズは、閉位置においてリッド前部壁 32 がボックス前部壁 18 全体の上にあるように、ボックス前部壁 18 の形状およびサイズに実質的に対応する。

20

【0060】

リッド前部壁 32 は、内側リッド前部壁パネル 32a および外側リッド前部壁パネル 32b から形成される。内側リッド前部壁パネル 32a は、内側リッド前部壁パネル 32a の底部縁に隣接した閉鎖タブ 34 を画定する虚弱線を備える。閉鎖タブ 34 は、リッドフラップ 14 を初めて開封する際に、内側リッド前部壁パネル 32a の残りの部分から分離することができる。リッドフラップ 14 が閉位置にある時に閉鎖タブ 34 を受容するように、ボックス底部壁の前部縁に細長いスロット 36 が提供される。

【0061】

図 1 は、初めて開封する前の容器 10 を示す。この位置では、リッド前部壁 32 は、ボックス 12 の前部垂直縁に沿って延びる虚弱線 38 に沿って、第一のボックス側壁 22 および第二のボックス側壁へと接続される。容器 10 を開封するために、消費者はリッド前部壁 32 の底部縁を把持し、そして虚弱線 38 を破断するためにボックス 12 からリッド前部壁 32 を引き離さなければならない。

30

【0062】

図 2 は、リッドフラップ 14 を初めて開封した後の第一の容器 10 を示す。リッド前部壁 32 は、虚弱線 38 を破断することによってボックス 12 から分離されている。リッドフラップ 14 は、ボックス 12 から旋回して離れ、ボックスの上端のアクセス開口部を露出させる。閉鎖タブ 34 は、内側リッド前部壁パネル 32a から引き離されている。リッドフラップ 14 の後続の閉鎖のために、次回使用するまでの間、閉鎖タブ 34 をボックス 12 のスロット 36 の中へと挿入して、リッドフラップ 14 を閉位置に保持することができる。

40

【0063】

ボックス 12 およびリッドフラップ 14 は、単一の層状ブランクから一体的に形成される。適切な層状ブランク 110 を図 3 に示す。図 3 では、破線は折り目を示し、実線は切断線を示す。層状ブランク 110 は、ボックス部分 12 を形成するためのボックス画定部分 112、およびリッドフラップ 14 を形成するためのリッド画定部分 114 を含む。ボックス画定部分 112 およびリッド画定部分 114 は、ヒンジ線 16 に沿って接続される。

【0064】

ボックス画定部分 112 は、ボックス前部壁パネル 118、ボックス底部壁パネル 119、および長軸方向に配設されたボックス後部壁パネル 120 を備える。内側ボックス側

50

壁パネル 1 2 2 a は、ボックス後部壁パネル 1 2 0 の各側縁に従属する。中間ボックス側壁パネル 1 2 2 b は、ボックス前部壁パネル 1 1 8 の各側縁に従属する。各中間ボックスの側壁パネル 1 2 2 b は、それぞれのパネルの高さに沿って離間した三つの切り抜きを備える。

【 0 0 6 5 】

リッド画定部分 1 1 4 は、ボックス画定部分のパネルと同一の線に沿って長軸方向に配設された、リッド上部壁パネル 1 3 0、外側リッド前部壁パネル 1 3 2 b、および内側リッド前部壁パネル 1 3 2 a を備える。虚弱線は、内側リッド前部壁パネル 1 3 2 a の底部縁において提供され、閉鎖タブ 3 4 を画定する。外側ボックス側壁パネル 1 2 2 c は、外側リッド前部壁パネル 1 3 2 b の各側縁に従属する。各外側ボックス側壁パネル 1 2 2 c は、不連続の切断線 1 3 8 に沿って外側リッド前部壁パネル 1 3 2 b に接続される。各不連続の切断線 1 3 8 に沿って、外側ボックス側壁パネル 1 2 2 c および外側リッド前部壁パネル 1 3 2 b は、複数の離間した接続点で一緒に保持される。

10

【 0 0 6 6 】

容器 1 0 を層状ブランク 1 1 0 から組み立てるために、層状ブランクは横断方向の折り目の各々に沿って折り曲げられ、そしてそれぞれの内側側壁パネル 1 2 2 a および外側側壁パネル 1 2 2 c は折り曲げられ、かつ中間側壁パネル 1 2 2 b の切り抜きを通して一緒に糊付けされて、容器 1 0 を密封する。エアロゾル発生物品は、層状ブランク 1 1 0 を折り曲げる初期工程の後に容器 1 0 の中へと挿入されてもよく、または層状ブランク 1 1 0 がエアロゾル発生物品の周りに折り曲げられてもよい。

20

【 0 0 6 7 】

図 4 は、本発明の第二の実施形態による容器 4 1 0 の、初めて開封する前の斜視図を示す。第二の実施形態の容器 4 1 0 は、第一の実施形態の容器 1 0 と実質的に同一である。しかしながら、第二の実施形態の容器 4 1 0 では、ボックス底部壁は主平面部分 1 9 および勾配付き部分 4 1 9 を有する。特に、ボックス底部壁の前部縁は、その長さの少なくとも一部に沿って勾配付きにされる。より具体的には、ボックス底部壁の前部縁には、中央の勾配付き部分 4 1 9 が提供される。

【 0 0 6 8 】

これも図 4 に示すように、本発明の第二の実施形態の容器 4 1 0 は、リッド前部壁 3 2 の底部の角部のうちの一つを横切って延びるヒンジ線 4 3 2 をさらに含み、これにより容器 4 1 0 を初めて開封する前に、先述の底部の角部をリッドの前部壁の残りの部分から上向きに折り曲げることができるようにする。

30

【 0 0 6 9 】

図 5 は、図 4 の容器 4 1 0 を形成するための層状ブランク 5 1 0 を示す。層状ブランク 5 1 0 は、第一の実施形態の層状ブランク 1 1 0 と実質的に同一である。しかしながら、層状ブランク 5 1 0 では、先述の容器の組立中にボックス底部壁の中央の勾配付き部分 4 1 9 の形成を補助するように、弓形の折り目 5 1 9 がボックス底部壁パネル 1 1 9 上に提供される。これも図 5 に示すように、折り目 5 3 2 a、5 3 2 b はそれぞれ、外側リッド前部壁パネル 1 3 2 b および内側リッド前部壁パネル 1 3 2 a の各々の上に提供されて、図 4 のリッド前部壁 3 2 上にヒンジ線 4 3 2 を画定する。

40

【 0 0 7 0 】

図 6 は、本発明の第三の実施形態による容器 6 1 0 の、初めて開封する前の斜視図を示す。第三の実施形態の容器 6 1 0 は、第一の実施形態の容器 1 0 と実質的に同一である。しかしながら、第二の実施形態の容器 6 1 0 では、ボックス底部壁は主平面部分 1 9 および二つの勾配付き部分 6 1 9 a、6 1 9 b を有する。特に、ボックス底部壁の前部縁は、その長さの少なくとも一部に沿って勾配付きにされる。より具体的には、ボックス底部壁の前部縁には、ボックス底部壁の前部の角部に近接する各端部に勾配付き部分 6 1 9 a、6 1 9 b が提供される。

【 0 0 7 1 】

図 7 は、図 6 の容器 6 1 0 を形成するための層状ブランク 7 1 0 を示す。層状ブランク

50

610は、第一の実施形態の層状ブランク110と実質的に同一である。しかしながら、層状ブランク610では、先述の容器の組立中にボックス底部壁の二つの端部勾配付き部分619a、619bの形成を補助するように、弓形の折り目719a、719bがボックス底部壁パネル119上に提供される。

【図面】

【図1】

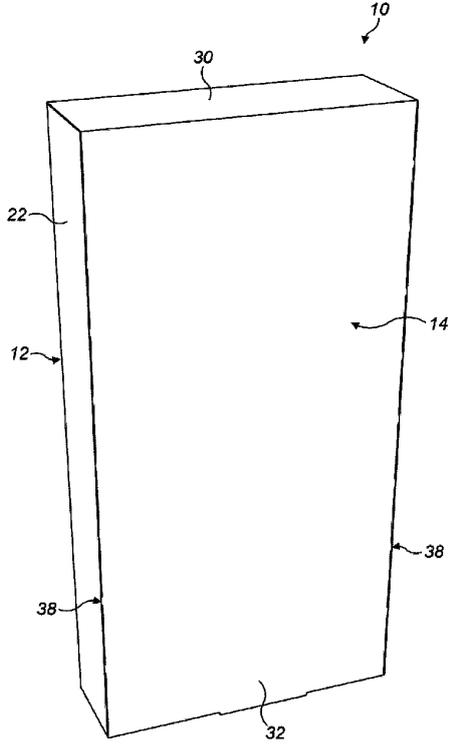


FIG. 1

【図2】

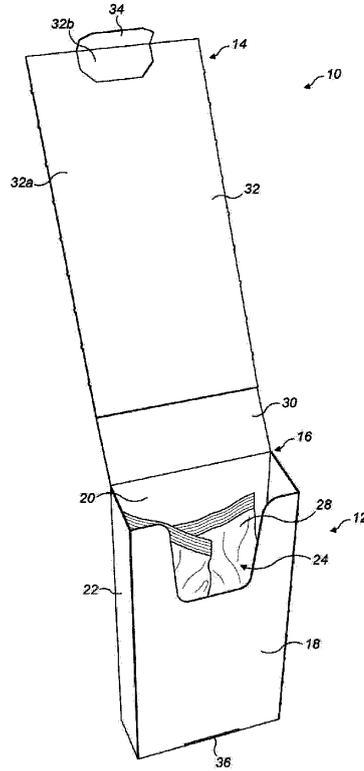


FIG. 2

10

20

30

40

50

【 図 3 】

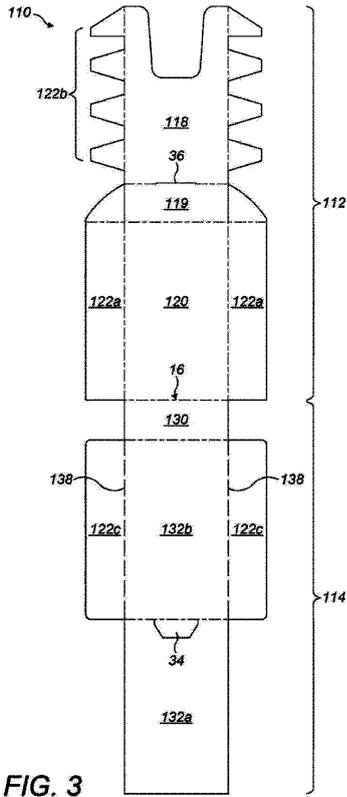


FIG. 3

【 図 4 】

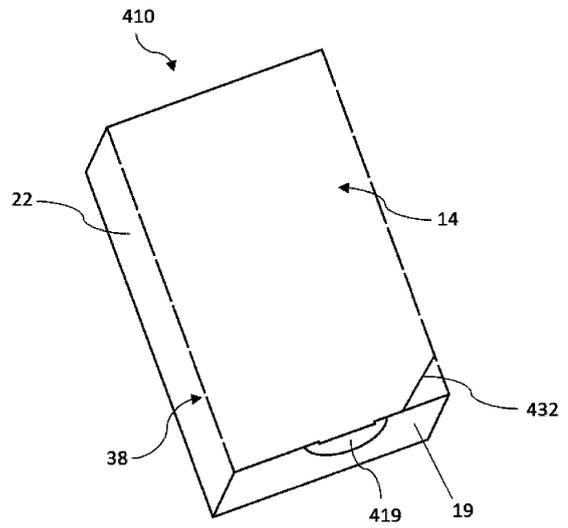


FIG. 4

【 図 5 】

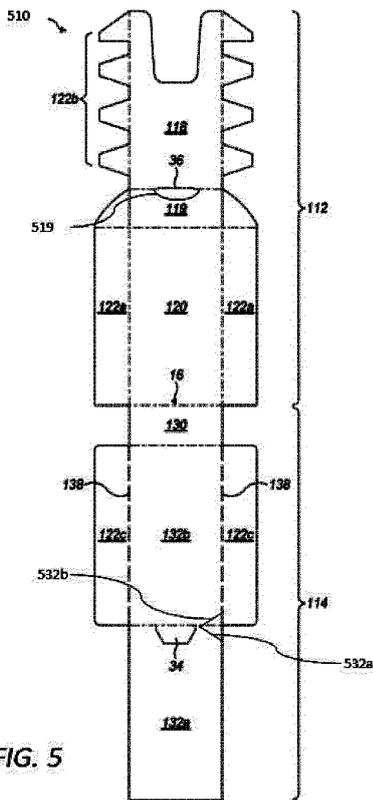


FIG. 5

【 図 6 】

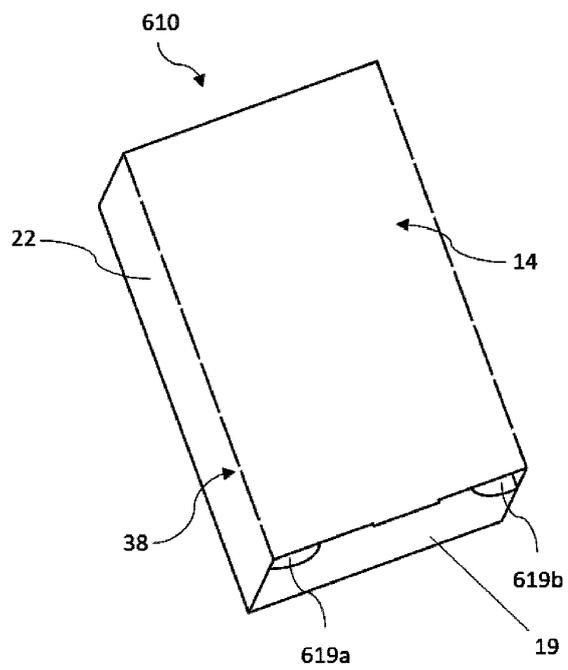


FIG. 6

10

20

30

40

50

【 図 7 】

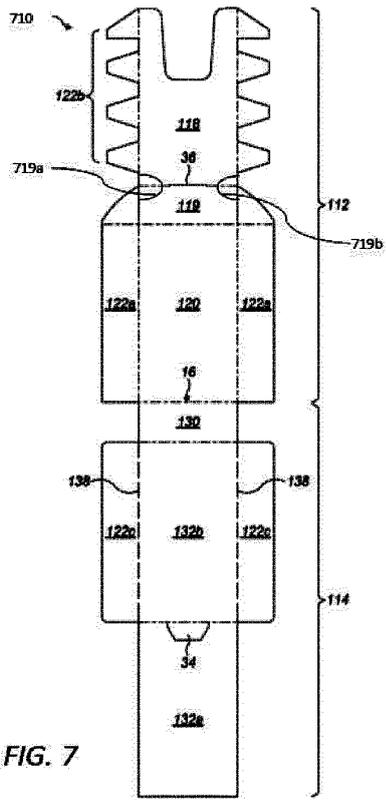


FIG. 7

10

20

30

40

50

## フロントページの続き

- (74)代理人 100109335  
弁理士 上杉 浩
- (74)代理人 100120525  
弁理士 近藤 直樹
- (74)代理人 100139712  
弁理士 那須 威夫
- (74)代理人 100167911  
弁理士 豊島 匠二
- (72)発明者 アントネッリーニ ヴィンチェント  
イタリア 40024 ボローニャ カステル サン ピエトロ テルメ ヴィア カ プリヴァ 16
- (72)発明者 フォスター ブライアン  
スイス 1052 ル モン シュル ローザンヌ シュマン デ シャン ムニエ 19
- (72)発明者 ロドリゲス ルイス アンドレ  
スイス 2000 ヌシャテル リュー デ トロン 18
- (72)発明者 テシング オネシオ ルイス  
ブラジル 80530-000 パラナ クリティバ アヴェニダ カンジド デ アブレウ 704  
アンダール
- 審査官 植前 津子
- (56)参考文献 特開2013-133149(JP,A)  
国際公開第2006/075624(WO,A1)  
特開2003-155029(JP,A)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)  
B65D 5/00 - 5/76  
B65D 67/00 - 79/02  
B65D 85/07